

インド知的財産法におけるGUI 保護の 困難性に関する一考察



シヴァンギ・ヴェルマ (Shivangi Verma)
Global IP India シニア IP アソシエイト
インド弁理士

グラフィカル・ユーザー・インターフェイス (GUI) は、現代のデジタル環境に不可欠な要素となっている。GUIは、芸術性と機能性とを兼ね備えたアイコン、メニュー、レイアウトなどの様々な操作性要素を取り入れることで、ユーザーとソフトウェア・アプリケーションとの間のギャップを埋める、視覚的でインタラクティブな媒体として機能する。したがって、GUIは、視覚的な魅力を有し機能的に優れたデザインを通じて、ユーザーによる機器の操作性を向上する上で極めて重要である。ユーザーの使用好感度やブランド・アイデンティティを表現するGUIの重要性が高まる中、芸術性と機能性というGUIが持つ二面性から、インドでは知的財産としてのGUIの保護が課題となっている。

前回の記事「グラフィカル ユーザー インターフェイス (GUI) の意匠制度による保護 — インド」では、インド意匠法におけるGUIの保護について考察した。¹そこでは、アマゾンの意匠出願第240305号「デジタル著作物の補足情報をディスプレイ画面に提供するためのGUI」がインド特許庁から拒絶されたアマゾン事件を踏まえ、GUIに関する意匠登録取得の課題を取り上げた。

インド特許庁は、GUIはスクリーンの電源が入っているときにしか見えないため、意匠法上の保護要件のひとつである「常に目に訴える」要件に欠けると主張した。この判断は、インド法における「意匠」の制限的解釈を強調し、GUIのような無体物の保護を除外したものである。

その記事ではまた、コルカタ高等裁判所による判決UST Global Pte Ltd. Vs. The Controller of Design and Ors. (MANU/WB/0584/2023) にも言及した。その判決は、インドのデザイン業界における革新性、創造性、競争力を促進する製品デザインに不可欠な要素としてのGUIの価値を認めたもので、インドにおける工業デザインとしてのGUIの認識と保護に関する画期的な出来事であった。²

しかし、当該UST事件で示された判断は、インドにおけるGUIの完全な保護にジレンマを残している。最大の問題は、インド特許庁は未だにこの判決で示された法理に従ってGUIを工業意匠として登録していないことである。このため、出願人がGUIの登録による保護を確保するための

1 知財ぷりずむNo.253 (2023年10月) 78ページ

2 <https://indiankanoon.org/doc/44587046/>